

令和 3 年小田原市議会 9 月定例会議案

(議案第 6 2 号～議案第 7 0 号)

令和 3 年 9 月 1 日提出

案 議 例 條

議案第62号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部小田原市学区審議会の項の次に次のように加える。

小田原市新しい学校づくり検討委員会	新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
-------------------	--	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市いじめ防止対策調査会の項の次に次のように加える。

小田原市新しい学校づくり検討委員会	委員	15,000円以内
-------------------	----	-----------

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

教育委員会の附属機関として小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するため提案するものであります。

議案第63号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第24条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「同条第20号」を「同条第19号」に改め、同条第3項中「前条第16号」を「前条第15号」に改め、同条第4項中「前条第17号」を「前条第16号」に改め、同条第5項中「前条第18号」を「前条第17号」に改め、同条第8項中「前条第19号」を「前条第18号」に改める。

第26条中「第24条17号」を「第24条第16号」に改める。

第27条中「第14号」を「第13号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となったことに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第64号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第12条第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

附則第17項中「第30項」を「第31項」に改める。

附則第28項の前の見出しを「（令和4年度分及び令和5年度分の種別割の税率の特例）」に改め、同項中「の軽自動車」の次に「のうち、自家用の乗用のもの」を加え、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	1,000円
10,800円	2,700円

附則第32項を附則第33項とし、附則第31項を附則第32項とする。

附則第30項中「附則第30条第4項各号に掲げる」を「附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の」に改め、「のうち3輪以上のもの」を削り、「除く」を「除き、営業用の乗用のものに限る」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円

附則第30項を附則第31項とする。

附則第29項中「附則第30条第3項各号に掲げる」を「附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の」に、「のうち、3輪以上のもの」を「（営業用の乗用のものに限る。）」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年

4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円

附則第29項を附則第30項とし、附則第28項の次に次の1項を加える。

29 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第26条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の表及び第12条第3項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第28項から第31項までの規定は、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方税法が一部改正され、一定の環境性能を有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の軽減措置が延長されたことに伴う所要の措置を講ずる等のため提案するものであります。

議案第65号

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例（平成27年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

会議室 9	300	300	を に
会議室 9	300	300	
会議室 10	300	300	
会議室 11	500	610	

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

おだわら市民交流センターの活動エリアの一部を会議室に変更することとし、その名称及び利用料金の上限額を定めるため提案するものであります。

議案第 66 号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成 15 年小田原市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「及び次条」を「並びに次条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定は、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第 15 項の国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。）については、適用しない。

第 16 条第 1 項中「第 19 条」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 2 項本文中「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書中「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物に対する前項第 1 号の規定の適用については、同号中「、次の表の左欄に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる幅員」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 2 階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の長屋に対する前項第 1 号の規定の適用については、同号中「3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第 59 条第 1 項中「第 16 条第 2 項」を「第 16 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

建築基準法施行令が一部改正され、一定の小規模な建築物に対する複数の直通階段の設置及び敷地内に設ける通路の幅員に係る基準が緩和されたことに伴い、条例で定めるこれらの基準について所要の措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 67 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会	下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5 人以内
----------------------------	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

上下水道事業の附属機関として小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会を設置するため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第 69 号

小田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

平成 30 年 6 月 15 日に議決を経た「議案第 68 号 小田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

第 2 項第 5 号中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 8 号」とする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第70号

工事請負契約の変更について

令和2年12月11日に議決を経た「議案第124号 工事請負契約の締結について（（仮称）国府津駅自転車駐車場建設工事）」の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「1 契約金額 449,684,400円」を

「1 契約金額 509,445,200円」とする。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦